

(様式 2)

1 基本情報

登録番号	登録年月日 (登録変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の 所在地	電話番号	認定事業種
雄勝 051818	R4.2.28 (R7.9.22)	雄勝広域森林組合	代表理事組合長 東海林 洋	湯沢市山田字福 島開 372-5	0183-72- 1197	有

太枠内は、登録認定後に振興局長が記載する。

2 雇用の状況

林業現場作 業職員 (う ち常用)	事務系等職 員数 (うち常 用)	雇用管 理者の 選任の 有無	雇用に 関する 文書交 付の有 無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災 保険	労災保 険料率	雇用 保険	健康 保険	厚生年 金保険	退職金 共済等
人 18 (18)	人 20 (20)	有	有	人 96	% 3.9	人 38	人 38	人 38	人 45

職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注1「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

3 技術者・技能者の数

技術者・技能者数										
フォス トワ ーカ ー	フォス トリ ーダ ー	フォス トマ ネー ジャ ー	森林施 業 プ ラン ナ ー	森林作 業 道 作 設 オ ペ レ ー タ ー	技術士	技能士	林業 技 士	フォス ター (森林 総 合 監 理 士)	ニュー グ リ ン マ イ ス タ ー	秋田 県 林 業 技 術 管 理 士
人 17	人 3	人	人 15	人 4	人	人	人 8	人 1	人 15	人 2

注1 フォストワーカー(林業作業士)、フォストリーダー(現場管理責任者)、フォストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林施業プランナーとは森林施業プランナー育成のための研修を受講し、森林施業プランナー協会で認定された者のこと。

- 注3 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための国または県の研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。
- 注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。
- 注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。
- 注6 林業技術士とは、（一社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。
- 注7 フォレスター（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域総合監理の区分に合格した者のこと。
- 注8 ニューグリーンマイスターとは、秋田県が認定する基幹林業作業士のこと。
- 注9 秋田県林業技術管理士とは、秋田県林業トップランナー養成研修（秋田林業大学校）を修了し、秋田県の認定を受けている者。

4 林業機械の保有状況

グラップル	ブローチヤ	ハーベスタ	フォワーダ	スイングヤダ	フェローバソチャ	スキッド	クレーナ	バケット付グラップル	林内作業車	その他
台 2	台	台 2	台 3	台	台 1	台	台	台 1	台	台 1

1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないこと。

5 素材生産量の増加又は生産性の向上

(1) 事業期間

令和4年4月1日 ～ 9年3月31日（5年間）

(2) 直近3か年の事業実績及び事業計画

直近3事業年度の実績、直近から1・3・5年目（目標年度）の事業計画を記載してください。

事業区分		指標	内訳	直近3か年の実績（R1～R3）			事業計画		
				直近の前々年	直近の前年	直近	1年目（R4）	3年目（R6）	5年目（R8）
生産	主伐	面積（ha）	直営	14.62	10.49	11.97	15	17	19
			請負	199.73	245.80	298.21	322	346	371
			合計	214.35	256.29	310.18	337	363	390
		材積（m³）	直営	2,158	2,617	5,897	6,325	6,753	7,182
			請負	39,453	48,530	55,849	59,905	63,961	68,018
			合計	41,611	51,147	61,746	66,230	70,714	75,200
	間伐	生産性（m³/人日）	直営		9.5	9.8	9.8	9.9	10.0
		面積（ha）	直営	62.14	26.43	11.77	16	20	24
			請負	278.01	261.44	150.90	156	161	166
			合計	340.15	287.87	162.67	172	181	190
		材積（m³）	直営	4,185	2,841	1,996	2,173	2,350	2,527
			請負	20,658	18,830	15,585	14,548	13,511	12,473
			合計	24,843	21,671	17,581	16,721	15,861	15,000

		生産性 (m ³ /人日)	直営		6.3	6.8		6.9	7.0	7.1
造林・ 保育	植 付	面積 (ha)	直営	8.36	31.61	6.46		7	7.5	8
			請負	29.37	8.06	41.95		46	51	55
			合計	37.73	39.67	48.41		53	58.5	63
	下 刈 り	面積 (ha)	直営	38.18	38.40	44.59		46	48	50
			請負	119.72	120.63	134.87		140	145	150
			合計	157.90	159.03	179.46		186	193	200
	そ の 他	面積 (ha)	直営	198.79	217.64	287.88		317	347	376
			請負	342.95	668.68	477.93		526	574	624
			合計	541.74	886.32	765.81		843	921	1,000

以下の6～12の項目の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

その他の取組等がある場合には、()内に記載し、該当する箇所にチェックしてください。

該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。(添付書類で確認できる場合は省略可。)

6 生産管理又は原木の流通合理化等

- | | 取り組んでいる | 1年以内に
取り組む予定 | 取り組む
意向がある |
|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|---------------------------------|
| (1) 適切な生産管理 | | | |
| 作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し | ☒ | ☐ | ☐ (年後) |
| 作業システムの改善 | ☒ | ☐ | ☐ (年後) |
| その他 () | ☐ | ☐ | ☐ (年後) |
| (2) 原木の安定供給・流通合理化等 | | | |
| 製材工場等需要者との直接的な取引 | ☒ | ☐ | ☐ (年後) |
| とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 | ☒ | ☐ | ☐ (年後) |
| 森林所有者や工務店等との連携 | ☒ | ☐ | ☐ (年後) |
| その他 () | ☐ | ☐ | ☐ (年後) |

(1)及び(2)の該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

現場毎に生産量・出材率・作業日報を把握し、生産性を分析し作業システムの改善に取り組んでいます。

7 造林・保育の省力化・低コスト化

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む予定	取り組む 意向がある (年後)
伐採・造林の一貫作業システムの導入	☒	☐	☐ (年後)
コンテナ苗の使用	☒	☐	☐ (年後)
低密度植栽	☐	☒	☐ (年後)
下刈りの低減	☒	☐	☐ (年後)
その他 ()	☐	☐	☐ (年後)

上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

一貫作業システムは平成 27 年度から取り組んでおり、植栽年次の下刈作業を省略している現場もあります。また、コンテナ苗は平成 25 年度より取り扱っています。

低密度植栽については、森林所有者の要望があれば対応します。

8 主伐後の再造林や下刈りの実施

	実施している	1年以内に 実施する予定	連携協定の 有無
主伐後の再造林の実施	☒	☐	☐
再造林後の下刈りの実施	☒	☐	☐

上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

主伐を計画している所有者には、必ず組合員のみならず組合員外にも主伐後の再造林を行うよう働きかけを行っている。

9 生産や造林・保育の実施体制の確保

	3年間 以上	1年間 以上	1年間 未満	実績なし
素材生産の事業実績	☒	☐	☐	☐
造林・保育の事業実績	☒	☐	☐	☐

10 伐採・造林に関する行動規範の策定等

	策定等 している	1年以内に 策定等 する予定	策定等 する意向 がある (年後)
独自の行動規範等の策定	☐	☒	☐ (年後)

所属する団体や都道府県等による行動規範等の策定等 ☒ ☐ ☐ (年後)

上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

林業・木材製造業労働災害防止協会が策定した行動規範を順守している。

11 雇用管理の改善及び労働安全対策

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む予定	取り組む 意向がある
(1) 雇用管理の改善			
現場作業職員の常用化	☒	☐	☐ (年後)
現場作業職員への月給制の導入	☒	☐	☐ (年後)
計画的な研修実施などの教育訓練の充実	☒	☐	☐ (年後)
退職金共済への加入などの福利厚生の充実	☒	☐	☐ (年後)
その他 ()	☐	☐	☐ (年後)
(2) 労働安全対策			
現場作業職員等への安全衛生教育	☒	☐	☐ (年後)
労災保険への加入(一人親方等の特別加入を含む)	☒	☐	☐ (年後)
リスクアセスメント	☒	☐	☐ (年後)
防護具の着用の徹底	☒	☐	☐ (年後)
作業現場の安全巡回	☒	☐	☐ (年後)
労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	☒	☐	☐ (年後)
その他 ()	☐	☐	☐ (年後)

(1)及び(2)の該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

- (1) 雇用管理の改善
各種研修・講習への参加の推進(緑の雇用事業、林業労働力確保対策事業等)
安全衛生大会にて技能員への講習会
- (2) 労働安全対策
安全衛生委員会による年2回の作業現場安全巡回

12 コンプライアンスの確保

業務に関連して法令に違反し、代表役員や一般役員が逮捕されたとき、
又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから 1 年未満にある

はい いいえ
☐ ☒

業務に関連して法令に違反し、かつ事案が重大・悪質な場合であって
再発防止に向けた取組を行っていない

☐ ☒

国・都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている

☐ ☒

別表 -1-(6)の行動規範等に触れる違反行為を行った

☐ ☒

その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関
し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理
由がある

☐ ☒

13 常勤役員の設置（ 法人のみ）

既に常勤役員を設置している場合、常勤役員の状況について記載してください。

役職	（フリガナ） 氏名	住所	生年月日
代表理事組合長	シヨウジ ヨ 東海林 洋		

現に常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記述してください。

14 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域

市町村名：湯沢市、羽後町、東成瀬村、横手市大沢地区

経営管理実施権

森林経営管理法に基づき、市町村からの委託を受けて伐採等を実施するために林業経営者に設定される権利

15 その他知事が定める情報

- ・ 地域への貢献 湯沢雄勝地域不法投棄撤去事業への参加
- ・ 表彰実績 東北森林管理局平成 27 年度造林事業請負コンテナ苗植栽部門優秀賞
- ・ 指名停止処分等の状況、無し
- ・ 民有林森林整備関係委託事業の実施状況 組合員・員外、財産区、自治体からの長期森林経営委託及び受託事業 等